

川越市集中改革プラン

平成 1 8 年 4 月

目 次

I	地方を取巻く環境の変化	1
1	国・地方を通じた厳しい財政状況	
2	地方分権の推進と三位一体の改革	
3	国からの指針	
II	本市の状況	3
1	財政状況	
	(1) 歳入	
	(2) 歳出	
	義務的経費	
	投資的経費	
	(3) 経常収支比率	
	(4) 市債	
2	財政推計	
3	財政状況のまとめ	
III	改革に向けて	8
1	これまでの取組	
2	今後の取組	
	(1) 集中改革プランの位置づけ	
	(2) 目的と基本方針	
	(3) プラン全体の数値目標	
	(4) 計画期間	
	(5) 推進体制と進行管理	

IV 改革への取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 1

1 財政健全化に向けた取組

- (1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合
- (2) 民間委託等の推進
- (3) 定員管理の適正化
- (4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化
- (5) 福利厚生事業の見直し
- (6) 第三セクター等の見直し
- (7) 補助金等の整理合理化
- (8) 公共工事のコスト縮減対策等
- (9) 的確な歳入の確保
- (10) 特別会計の経営健全化
- (11) 上下水道事業の経営健全化
- (12) 電子市役所の推進

2 新たな行財政運営システムの構築

- (1) 成果を重視したマネジメントサイクルの確立
- (2) トップマネジメントの充実
- (3) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織
- (4) 人材育成の推進

3 協働によるまちづくり

- (1) 市民参加のしくみづくり
- (2) 公正の確保と透明性の向上

I 地方を取巻く環境の変化

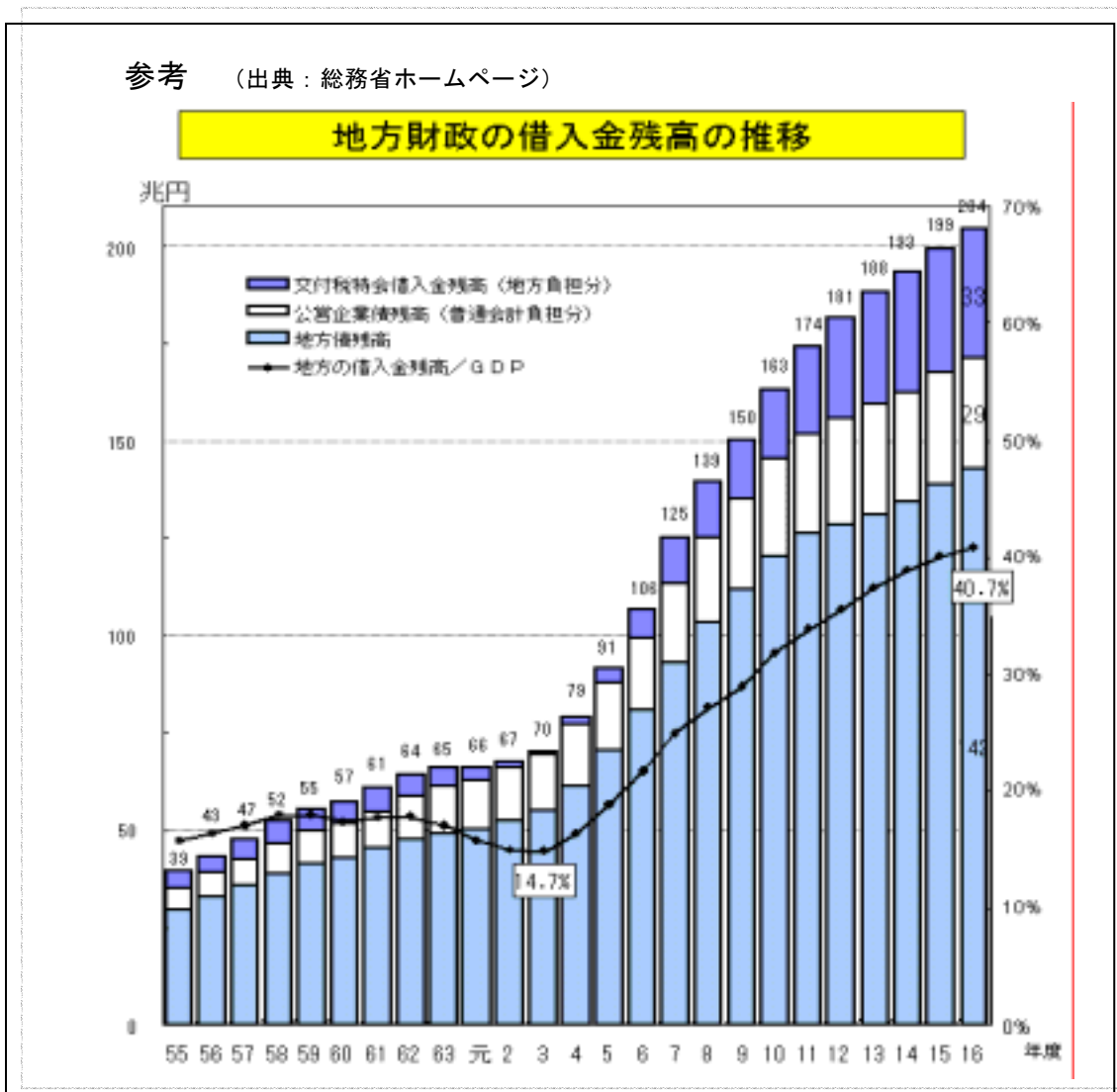
少子高齢化による人口減少時代を目前に控え、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方分権の進展により、地方は自主的な施策の立案が可能となる一方、行財政改革を通じ、財政運営の自立性を一層向上させることが求められています。

1 国・地方を通じた厳しい財政状況

経済状況が先行き不透明な中、国・地方を通じた財政状況は、平成16年度末の借入金残高が700兆円を超えるなど依然厳しい状況にあります。

このうち、地方財政の借入金残高は204兆円と見込まれています。近年、地方税収等の落込みや減税による減収の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成3年度から2.9倍、134兆円の増となっています。

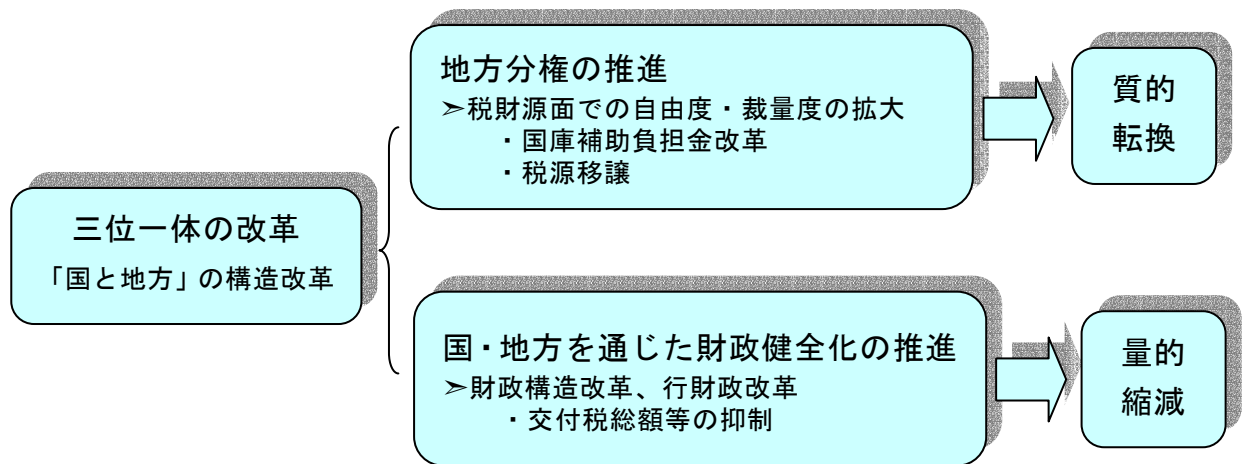
また、借入金残高のGDPに対する比率も40.7%に達しています。



2 地方分権の推進と三位一体の改革

現在、政府では、持続可能な経済成長と財政の健全化の両立を目指し、構造改革が積極的に進められています。公的部門の改革は、「官から民へ」、「国から地方へ」を基本的な方針として、「小さくて効率的な政府」の実現に向け、歳出・歳入の一体的な改革が進められています。

特に、国・地方を通じた厳しい財政状況下において、地方分権の推進と財政の健全化を目的とした三位一体の改革は、平成18年度を目途に、4兆円を上回る国庫補助負担金改革、3兆円規模の税源移譲及び地方交付税改革が実施されており、地方財政に多大な影響を及ぼしています。



3 国からの指針

こうした中、平成16年12月24日には、「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、国、地方を通じて、さらに強力に行政改革を推進していくものとし、これを踏まえ、平成17年3月29日付けで国から「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(いわゆる新地方行革指針)が示され、地方公共団体がより一層積極的に行政改革に取り組むよう求められています。

この指針では、各地方公共団体が、時代に即した行政改革大綱の見直しと、行政改革を集中的に実施するため具体的な取組を住民にわかりやすく明示した集中改革プランを策定し、公表することとしています。

この集中改革プランの中で、事務・事業の再編・整理、廃止・統合、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果等について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取組を明示することとしており、その際、可能な限り具体的な数値目標を採用することとしています。

Ⅱ 本市の状況

本プランでは、本市の財政構造を検証し、集中改革プラン計画期間中（平成17年度～21年度）の財政推計を行い、行財政改革に取り組みます。

1 財政状況

本市の財政状況を普通会計決算で見ると、歳入については、その根幹をなす市税収入の低迷に加え、三位一体の改革の影響により地方交付税等の一般財源収入が減少するなど歳入総額が伸び悩んでいます。

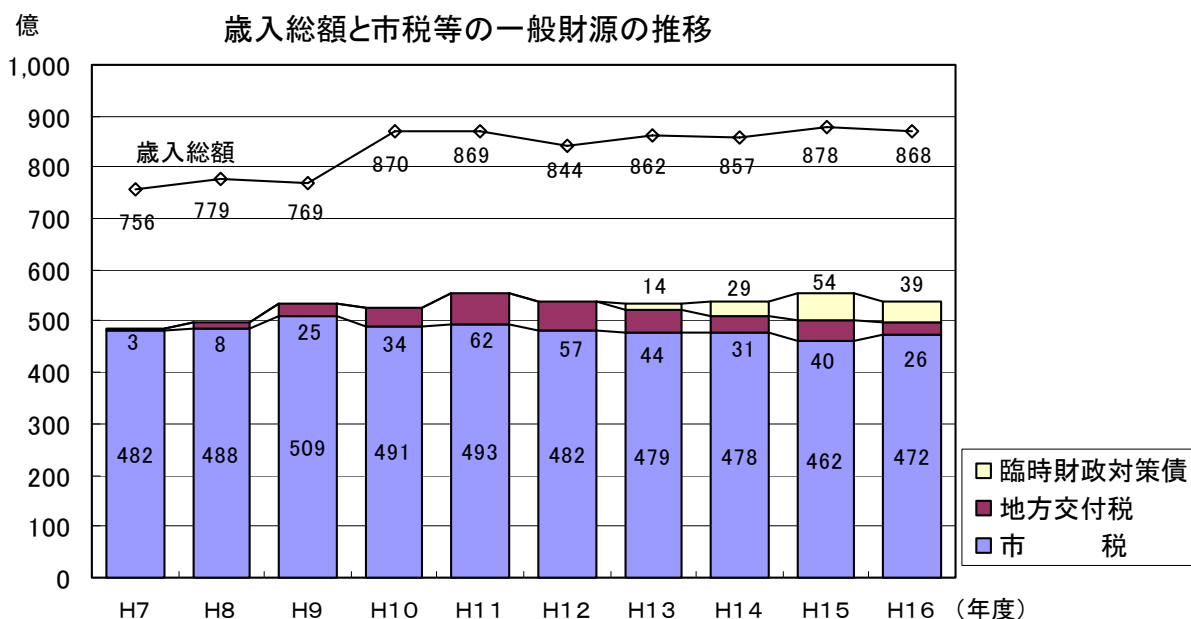
その一方で、歳出においては扶助費を中心とする義務的経費が確実に増加を続けています。その結果、財政構造の弾力度を示す経常収支比率が上昇し、主に政策的な経費である投資的経費がピーク時から半減するなど、いわゆる財政構造の硬直化が進行しており、本市財政は極めて厳しい状況にあります。

(1) 歳入

歳入の根幹をなす市税については、平成16年度決算額は472億円でありピーク時の平成9年度の509億円に比べ37億円の減収となっています。

地方交付税については、平成8年度に普通交付税の交付団体になって以来、平成11年度まで増加してきました。その後、平成11年度の62億円をピークに減少に転じました。平成15年度は中核市に移行したことに伴い40億円に増加したものの平成16年度には三位一体の改革の影響を受け26億円にまで減少しました。

また、平成13年度に新たに普通交付税の振替措置として創設された臨時財政対策債と地方交付税を合わせた額は、平成15年度の中核市への移行という特殊要因を除けば約60億円でほぼ横ばいで推移しています。



(2) 歳出

① 義務的経費

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の決算額の推移については、人件費がほぼ横ばいで推移しているのに対し、扶助費については、社会経済情勢の変化に伴う生活保護費、福祉手当、医療費助成等の増加により、平成7年度の65億円から平成16年度には134億円と大幅に増加しています。

また、公債費も建設地方債に加え、減税補てん債や臨時財政対策債等の特例地方債の増発に伴い増加しつつあります。

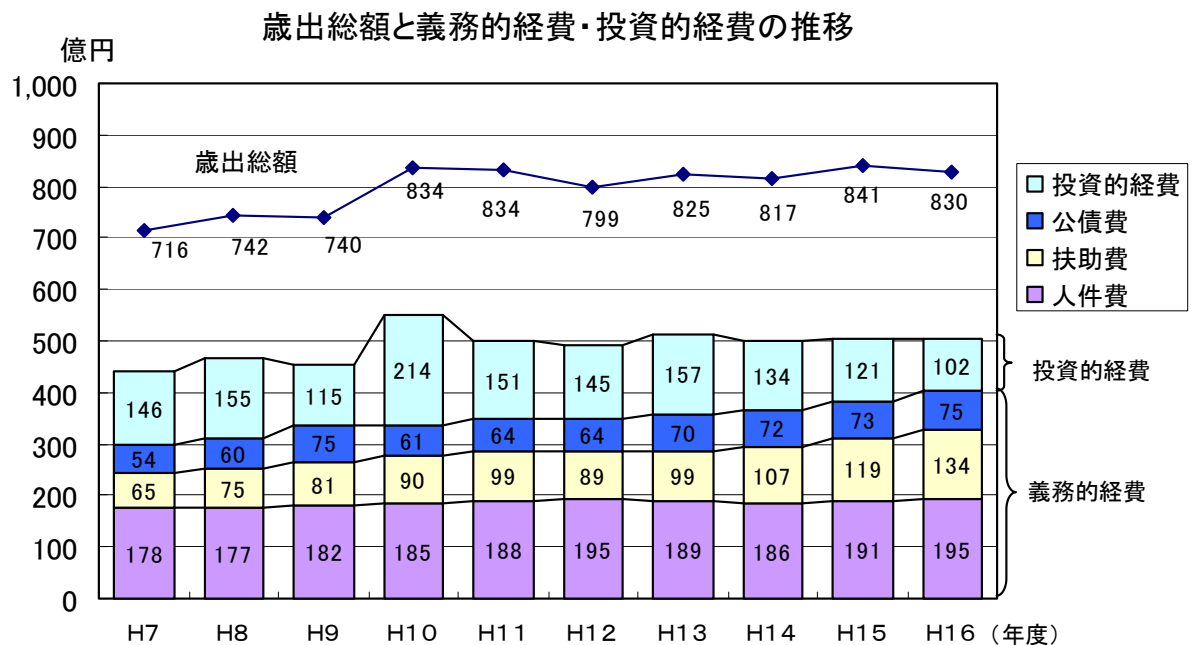
こうしたことから、義務的経費の総額は平成16年度404億円、歳出に占める比率は48.6%となり、平成7年度に比べ額で107億円、比率では7.1ポイント上昇しています。

投資的経費

投資的経費とは支出の効果が資本形成に向けられ、道路や施設など将来に残るものに支出される経費です。

一般に、投資的経費は、経常経費を経常収入で賄い、その余剰をもって展開される政策的または臨時的な経費ということができます。

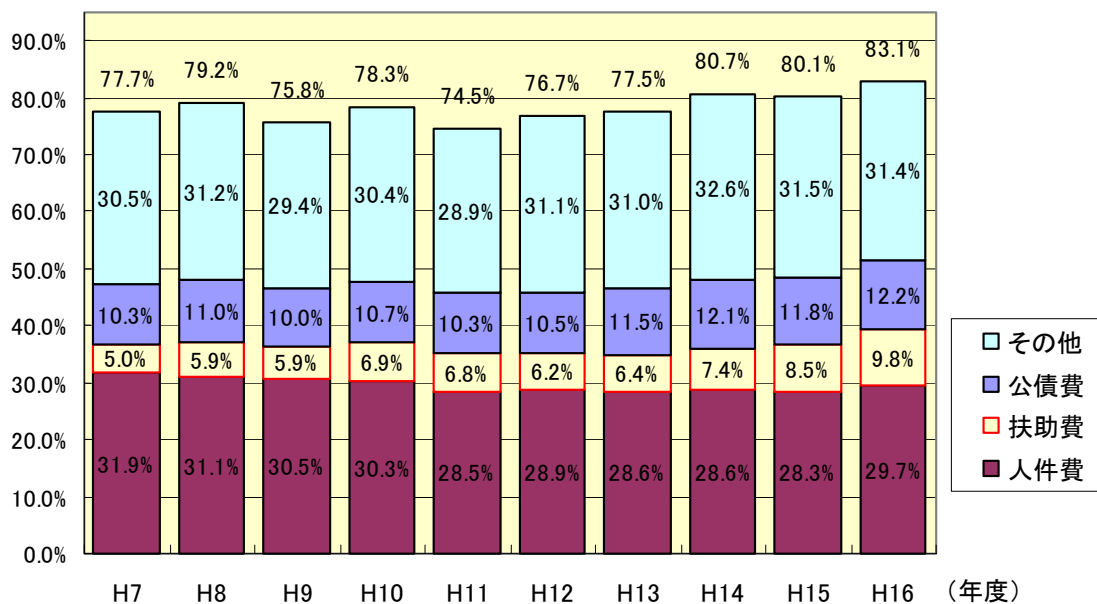
ここ数年は、歳入における一般財源総額が増加しない状況にあって、歳出における義務的経費等の経常経費等に充てる一般財源が増加したことから、投資的経費に振り向けることができる一般財源が減少し、平成16年度においては、投資的経費の事業費は102億円、これに充てた一般財源額は55億円まで減少している状況にあります。



(3) 経常収支比率

経常収支比率は、人件費等の経常経費に充てられた経常一般財源額の市税等の経常一般財源総額に対する比率であって、都市にあっては75%程度が妥当とされ、80%を超えるとその財政構造は弾力性を失いつつあるとされています。本市では、平成16年度は83.1%まで上昇しており、徐々に弾力性を失いつつあり、財政構造の硬直化が進行しています。

経常収支比率の推移

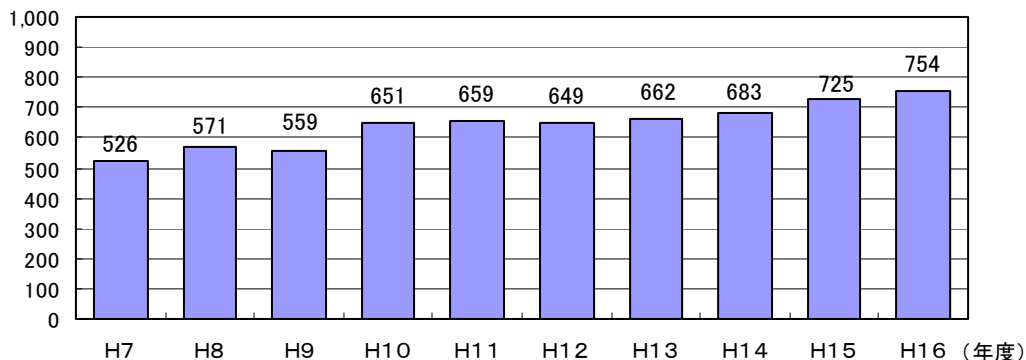


(4) 市債

市債については、道路、公園、教育施設等の公共施設等の整備の財源に充てる建設地方債として適切な活用に取り組んでいるところですが、最近では、加えて減税補てん債や臨時財政対策債といった特例地方債の発行により、その残高は年々増加し、平成16年度には754億円に達しています。

今後、市債の元金及び利子の償還が公債費支出という形で財政運営を圧迫することが懸念されることから、これまで以上に長期的視点に立った公債管理が求められています。

市債残高の推移



2 財政推計

現在の状況に対して、今後何らの対策も講じないとした場合における財政収支見通しを以下の条件により試算したところ、平成21年度までの間で総額約214億円の収支ギャップが生じるものと見込まれます。

今後の財政収支見通し（普通会計）

（百万円）

		18年度	19年度	20年度	21年度
歳入	市税	49,090	52,696	53,071	51,913
	地方譲与税	3,322	900	900	900
	地方特例交付金	1,456	709	354	0
	地方交付税	400	400	400	400
	市債	5,729	5,211	7,071	7,383
	その他	27,906	24,286	28,481	31,026
	歳入合計（A）	87,903	84,202	90,277	91,622
歳出	人件費	22,488	21,954	22,295	22,844
	扶助費	15,403	16,202	17,336	18,549
	公債費	8,242	9,170	9,190	8,302
	物件費	13,662	14,060	14,060	14,060
	維持補修費	821	777	777	777
	補助費等	9,814	10,054	10,114	10,175
	投資的経費	8,803	9,347	14,707	16,251
	その他	8,670	8,669	8,797	9,043
	歳出合計（B）	87,903	90,233	97,276	100,001
収支ギャップ（A-B）		0	△ 6,031	△ 6,999	△ 8,379
		合計 △21,409			

〔試算にあたっての前提条件〕

歳入

歳入は、現行の税財政制度が存続し、現在の経済環境が継続するものとし、決算の状況等を参考に試算しました。

歳出

歳出は、現行の制度による内容を現行の行政計画に沿ってこれまでどおり実施するものとし、決算の状況等を参考に試算しました。

なお、投資的経費については、地方財政計画及び普通交付税の基準財政需要額上で標準的に求められた事業量に既に予算措置した継続事業の内容を加えて試算しました。

3 財政状況のまとめ

わが国の経済は景気が回復基調にあるものの先行きは不透明であり、また、改革の途上にある国の三位一体の改革の影響等により地方交付税が減少するなど、今後、本市の歳入における一般財源は、大幅な増加が望めない状況にあります。

一方、歳出にあっては扶助費をはじめとする義務的経費の増加に加え、安心・安全なまちづくり等様々な行政課題に的確に対応していかなければならないことから、その財政需要は今後益々増大するものと推測されます。

このようなことから、本市が中核市として、一層自立した都市として発展をするために、中長期的な視点に立って持続可能な財政運営を行うための基盤構築に向け、改革に取り組んでいくことが喫緊の課題となっています。

Ⅲ 改革に向けて

本市の財政構造、財政推計をもとに、基本方針、全体的なプランの数値目標を設定し、改革に取り組んでいきます。

1 これまでの取組

本市の行政改革は、昭和62年に厳しい財政状況の中で多様化する行政需要に対応するために、簡素で効率的な行政を目指して川越市行政改革大綱を策定したのを契機とします。

その後、平成8年には、行政改革について市民の意見を反映するため、各分野の市民の代表で構成される行政改革推進懇話会からの提言をもとに、新たな行政改革大綱を策定しました。

この行政改革大綱では、市民の市政への関心の高まりを反映し、情報公開制度の推進や広聴機能の充実なども取り上げ、具体的な取組項目と目標年度も明示しました。

さらに、平成12年には地方分権一括法が施行され、分権型社会への対応が求められる中で、平成13年8月に行政改革の推進すべき方向性や視点などの理念を記した行政改革大綱と、改革課題をより具体的に記した行政改革推進プランを策定し取り組んできました。

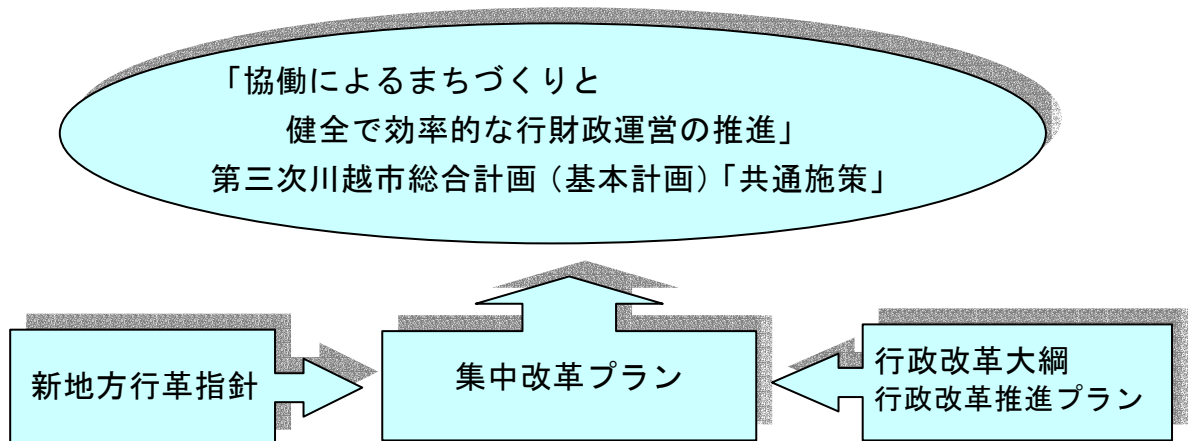
この行政改革大綱では、行政への市民参加の機運の高まりを反映し、市民参加のしくみづくりや、開かれた行政運営のしくみの確立といった項目も盛り込みました。また、108の推進項目について改革への工程も年度ごとに明らかにしました。

このように本市の行政改革は、その時々時代の背景の中で、行政の効率化を追求するとともに、行政のあり方を改革するのに、一定の成果をあげてきました。

2 今後の取組

(1) 集中改革プランの位置づけ

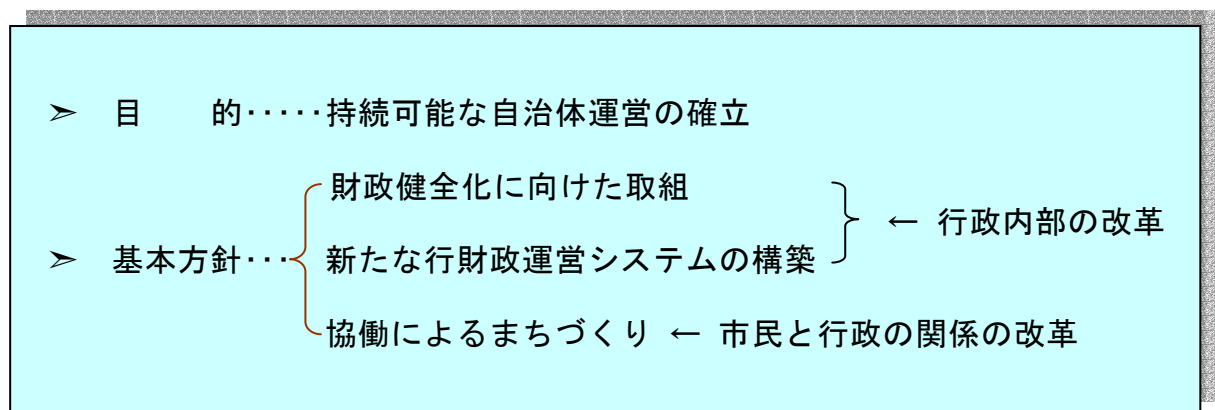
本プランは、国から示された「新地方行革指針」への対応と、これまで取り組んできた「行政改革大綱及び行政改革推進プラン」の考え方や推進項目を継承し、これらを一本化して再構築するとともに、第三次川越市総合計画（前期基本計画）の共通施策である「協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進」の実現のため、その推進方策として策定するものです。



(2) 目的と基本方針

本プランは、社会環境の変化に柔軟に対応できる「持続可能な自治体運営の確立」を目的とします。

また、本プランでは、行政改革の視点から市政を見直し、行政内部の改革として、「財政健全化に向けた取組」、「新たな行財政運営システムの構築」を、市民と行政の関係の改革として「協働によるまちづくり」を基本方針とすることとします。



(3) プラン全体の数値目標

本プラン全体の数値目標を次のとおりとします。

① 財政の健全化・・・経常収支比率81.0%以下（平成22年度）

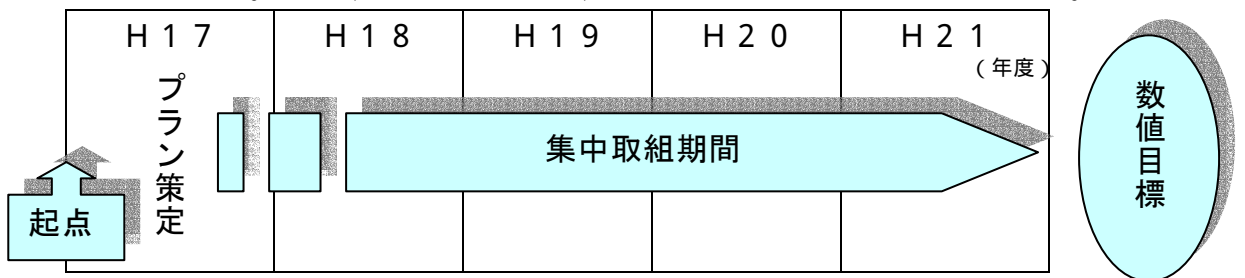
経常収支比率は、財政の健全性を計る指標です。今後の財政収支見通しから、経常収支比率が上昇することが予想されます。財政の健全性を維持し、持続可能な自治体運営を確立するために、市税等の歳入の確保、人件費等の経常経費の削減を図ることにより、経常収支比率を81.0%に引き下げること为目标とします。

② 人件費の抑制・・・職員数5%削減（120人削減）

人件費の抑制は、行政自らが行うべき基本的な改革です。人件費の抑制のため、平成17年4月1日における職員数（2,400人）の5%に相当する120人を平成22年4月1日までに削減すること为目标とします。

(4) 計画期間

本プランは平成17年度を起点とし、平成21年度までの5年間を計画期間とします。また、必要に応じて、随時内容を見直すものとします。



(5) 推進体制と進行管理

本プランは、全庁を挙げて取り組むものとし、行政改革推進本部において進行管理を行うものとします。進捗状況については、川越市行政改革推進懇話会に報告するとともに、広く市民に公表するものとします。

IV 改革への取組

行政内部の改革の視点から、財政健全化に向けた取組と新たな行財政運営システムの構築を推進します。

また、市民と行政との関係の改革の視点から、協働によるまちづくりを推進します。

1 財政健全化に向けた取組

本市の行財政改革は、行政改革大綱、行政改革推進プランに基づき、着実に進展してきましたが、財政運営は年々厳しさを増しています。

現在の財政状況に対し、何らの対策も講じない場合、本プランの計画期間である平成21年度までに約214億円の収支ギャップが予想されます。

こうした状況下において、本市が多様化、高度化する市民ニーズに応え、第三次川越市総合計画が掲げる将来都市像を実現していくためには、徹底的な経費の節減と財源の確保を図ることが必要となります。

(1) 事務・事業の再編・整理、廃止・統合

厳しい財政状況のもと、評価制度を活用した行政資源（人材、財源）の適切なコントロールを行うしくみづくりが求められています。

本市においては、事務事業評価制度を活用して、事務事業の必要性や執行方法を改めて見直すとともに、市民に対して説明責任を果たすため、評価の結果をインターネット等で公表しています。

今後は、評価結果をさらに活用し、計画、予算、評価の連携を図り、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)のマネジメントサイクルを確立するとともに、事業の再編・整理、廃止・統合を図っていきます。

(2) 民間委託等の推進

民間委託等の推進については、市民サービスの向上、事務の効率化、経費の節減等を目的として取り組んでいくこととします。

また、公共サービス等の民間委託にあたっては、利用者等の理解を得ながら実施するとともに、適切なサービスがサービスを必要としている人に対して提供されているかを、的確にモニタリングすることに留意しながら、事業の性質により下記のような様々な手法を活用し、取り組んでいきます。

○民間委託の推進

民間委託については、平成17年9月に策定した「民間委託等の推進に関する指針」に基づき、「民間にできることは民間に委ねる。」ことを基本方針として、市が自ら行う必要がある事務事業を除き、民間により実施することが効果的と認められる事業について、「民間委託等の推進計画」を策定し、積極的・計画的に民間委託を推進します。

○指定管理者制度

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の改正により創設された制度で、公の施設の管理について、これまで出資法人等に委託先を限定していた管理委託制度が、民間事業者を含む指定管理者による管理代行へと変更されたものです。

この制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

本市においては、平成18年度に既存の管理委託施設(28施設)に導入することとしましたが、今後、既存の直営施設についても職員配置や管理に要する経費などを勘案し、直営の必要があるかを点検し、導入の可否を検討することとします。

また、今後設置する施設については、指定管理者制度による管理と直営の場合の市民サービス向上、また、経費節減とを勘案し、制度の積極的な導入に向け検討していきます。

○ P F I 手法の活用

P F I (Private Finance Initiative) とは、公共サービスを市民に提供するための新しい事業方式であり、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行うにあたって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより、効率的で質の高い公共サービスを提供する手法です。

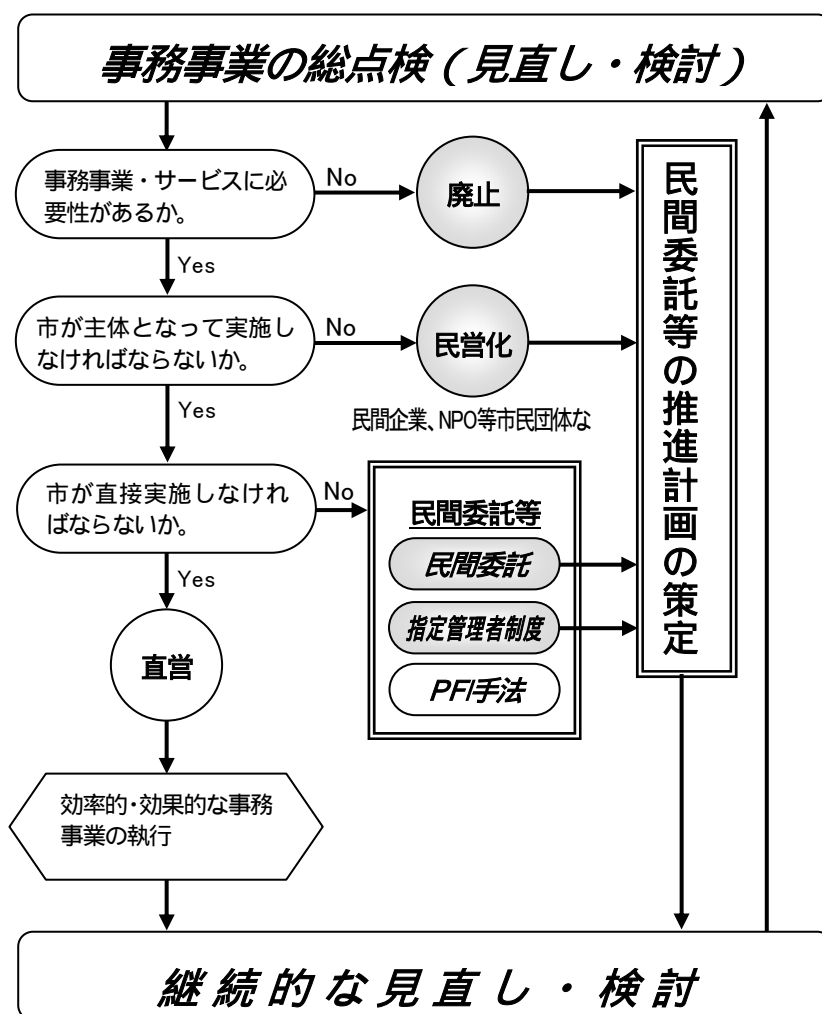
市では、平成 17 年度、「P F I 活用に関する基本指針」を策定し、P F I 導入に向けた取組体制、P F I 導入検討の判断基準及び事務手続きなどを定めています。

これにより、当面、設計と建設を含めた施設建設費が概ね 10 億円以上の事業については、P F I 手法の活用を検討することとします。

参考 「民間委託等の推進に関する指針」より

【民間委託等の推進】

毎年度、事務事業の総点検を行い、必要に応じて「民間委託等の推進計画」を見直し、継続的に民間委託等の推進に取り組んでいくものとします。



(3) 定員管理の適正化

本市では、平成14年2月に平成18年度までを計画期間とする定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めてきました。

この計画では、平成15年度の中核市移行による保健所事務をはじめ、多くの移譲事務への対応を図った上で、平成13年4月1日現在の職員数(2,365人)を基準として、増員を8名に抑えるよう目標値を設定し、職員数の抑制に努めました。その結果、職員数は平成17年度からは減少に転じました。

しかし、定員適正化の推進にあたり、現状分析のための目安とされている「類似団体別職員数の状況」や「定員モデル」を用いて分析すると、本市の職員数は、類似団体との比較においては平成16年4月1日現在、普通会計で153人、7.13%超過しており、定員モデル(第8次)との比較においては平成17年4月1日現在、一般行政部門で139人、8.63%の超過となっています。(16ページ「類似団体及び定員モデルとの比較」参照)

また、定員については、新地方行革指針の中で、地方全体で、過去5年間の削減率である4.6%を上回る総定員の純減を図るよう要請されています。

さらに、財政運営の視点からも義務的経費のうちで大きな部分を占める人件費については、給与の適正化を図るとともに、職員数の削減を図り、総人件費の縮減に努める必要があります。

こうしたことから、定員については、平成17年4月1日の職員数と比較し、平成22年4月1日において5%、120人削減することとしました。

定員の適正化にあたっては、まもなく始まる団塊の世代の大量退職を踏まえ、多様な任用形態の活用、民間委託の推進、事務事業の統廃合などにより新規職員の採用を抑制し、計画的、段階的に職員数の削減を図っていくこととします。

職員数の削減・・・5%削減(120人削減)

平成17年4月1日現在職員数 2,400人
平成22年4月1日目標職員数 2,280人

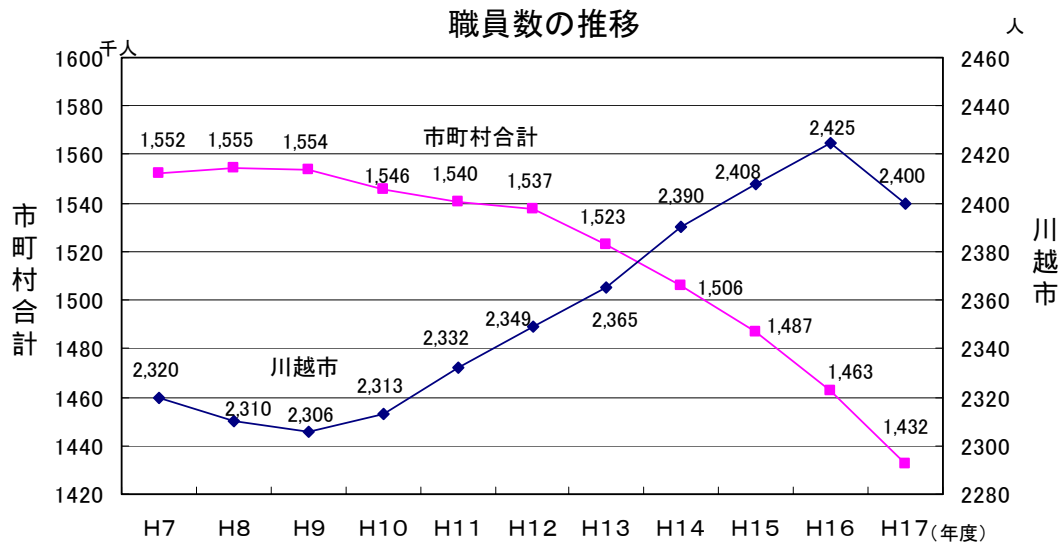
職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む)であり、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員、再任用短時間勤務職員を除いています。

参考

◆職員数の推移

市町村の職員総数は、平成9年度から9年連続で減少しています。

本市では、平成15年度の中核市への移行に向けての対応などにより、職員数の増加傾向が続きましたが、平成17年度は事務の合理化等により減少に転じ、25人の減員となりました。

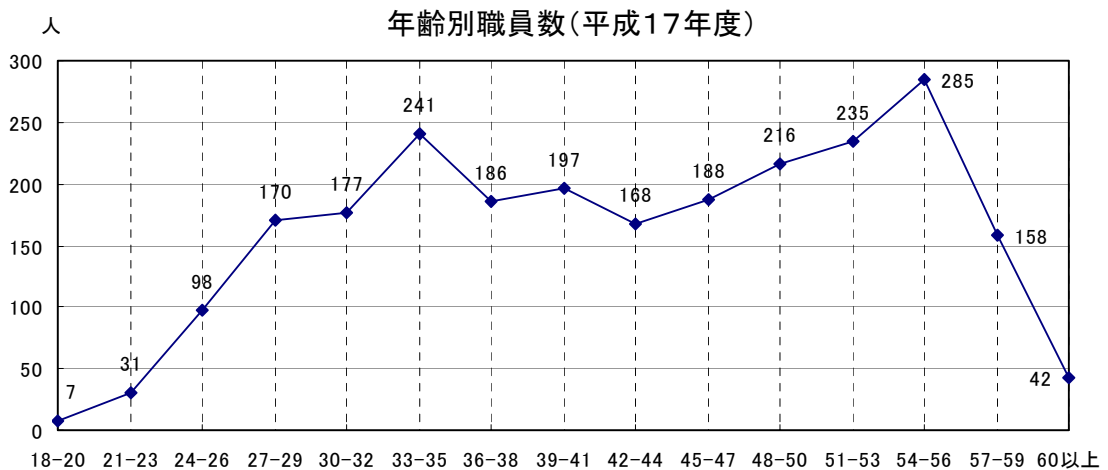


◆職員の年齢構成

職員の年齢別構成（H17.4.1 現在）は、54歳から56歳の職員が最も多く、ついで33歳から35歳の職員が多い結果となっています。

このような職員の年齢構成のひずみから、大量退職による一時的な退職金の増加や技術の継承、年齢による職員の処遇の偏りなどが懸念されます。

今後、2007年問題と呼ばれる団塊の世代の大量退職時期を迎えますが、安易に職員を補充することなく、将来的な展望のもと、財政的な負担や職員年齢の平準化等も考慮に入れることが課題となっています。



◆類似団体及び定員モデルとの比較

大部門 (定員モデル 試算部門)	本市職員数			類似団体との比較			定員モデルとの比較			
	16.4.1 現在 職員数	17.4.1 現在 職員数	増減	単純値 C	超過数 D	超過率 D/A	定員モデル 対象職員 数 E	定員モデル 試算値 F	定員モデル 超過数 (E-F)	定員モデル 超過率 G/E
	A	B	B-A		×100	×100			G	×100
議会・総務	418	403	15	372	46	11.00	399	379	20	5.01
税務	94	94	0	113	19	20.21	94	93	1	1.06
福祉	779	785	6	732	47	6.03	780	689	91	11.67
経済	72	76	4	82	10	13.89	74	59	15	20.27
土木(建設)	272	266	6	264	8	2.94	264	252	12	4.55
一般行政	1,635	1,624	11	1,563	72	4.40	1,611	1,472	139	8.63
一般管理	856	839	17	831	25	2.92	831	783	48	5.78
教育	511	501	10	430	81	15.85				
特別行政計	511	501	10	430	81	15.85				
普通会計計	2,146	2,125	21	1,993	153	7.13				
病院	21	20	1							
水道	108	106	2							
下水道	92	90	2							
国保・介護	58	59	1							
公営企業等	279	275	4							
会計計	2,425	2,400	25							

類似団体との比較は、16.4.1現在職員数との比較。
定員モデルとの比較は、17.4.1現在職員数との比較。
本市職員数は、一般職に属する職員数(教育長を含む)であり、地方公務員の身分を有する休職者・派遣職員などを含み、臨時、非常勤職員、再任用短時間勤務職員を除いています。

類似団体・・・人口規模と産業構造(1次、2次、3次産業の就業人口の構成比)を基準にして122の類型(市36類型、町村85類型、特別区1類型)に分類し、それぞれの類型に属する団体の人口及び職員数を用いて、人口1万人あたりの職員数を算出し指数化して、対象としているのは一般行政部門及び特別行政部門を合わせた普通会計部門としています。

川越市は、人口23万人～33万人(J)で2次及び3次産業人口95%以上()の(J-)のグループに属しています。

【類似団体と比較するには、部門ごとに各類型の全団体の単純な平均値(単純値)を用いる方法と、職員を配置している団体だけの平均値(修正値)を用いる方法があります。総務、土木、一般行政、普通会計といった大部門以上の大まかな状況を比較する場合には、単純値が適しているとされています。】

定員モデル・・・住民基本台帳人口や世帯数、行政面積、道路延長など、行政需要と密接に関連すると考えられる指標と職員数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これに基づいて各自治体の参考となる職員数を算出したもの。対象としているのは、自治体が自主的に判断することのできる分野が多い一般行政部門[議会・総務、税務、福祉(民生・衛生)、経済(労働・農林水産・商工)、土木(建設)]となっています。

(4) 手当の総点検をはじめとする給与の適正化

地方公務員の給与は、国家公務員の給与制度に準じることとされていますが、平成17年人事院勧告において、国家公務員の給与構造について、昭和32年以来約50年ぶりの抜本的改革が示されています。

この改革案では、職員の士気を確保しつつ、効率的な人事管理を推進するため、年功的な給与上昇を抑制した給与システムを構築するとともに、職務・職責や勤務実績に応じた適切な給与を確保していくことを基本的な考え方にしています。

本市においても、国家公務員の給与構造改革の趣旨に則り給与構造の改革を実施していくこととします。さらに、公務員給与に対する住民の関心が高まっていることから、市民の理解を得られる給与制度の運用に努めるとともに、給与等の状況を明らかにします。

これらのことから、本市では次の項目について重点的に実施していくこととします。

○高齢層職員の昇給制度の見直し

55歳以上の高齢層職員の昇給制度については、国の給与構造改革の趣旨に則り適正化を図ります。

○退職時の特別昇給の廃止

退職時特別昇給については、退職手当のかさあげではないかとの批判もあることから廃止します。

○特殊勤務手当等の諸手当の見直し

特殊勤務手当等の諸手当については、支給の経緯や必要性の有無について検証し、市民の理解が得られるよう見直しを図っていきます。

○時間外勤務手当の削減

時間外勤務手当については、職員の健康への配慮も含め、勤務体制や事務の見直しをすることにより、時間外勤務時間の縮減に努めていきます。

○技能労務職員の給与の適正化

技能労務職員の給与については、国における同種の職員の給与を参考とし、民間の同種の職種に従事する者との均衡にも留意しながら、適正な給与制度・運用となるように努めます。

○能力・職責・業績の給与への反映

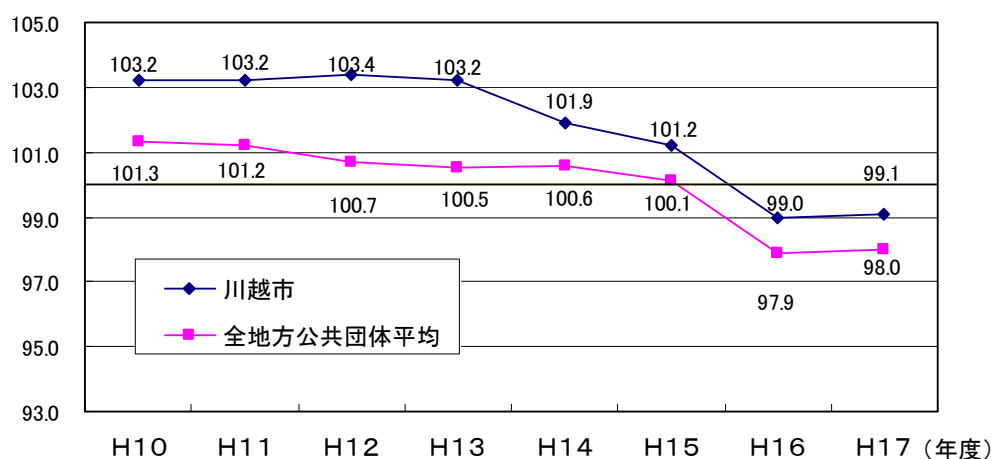
国の給与構造改革の趣旨に則り、能力・職責・業績を反映できる給与制度を構築していきます。

参考

◆ラスパイレス指数の推移

本市の給与水準は是正が進み、国家公務員の給与水準を100とした場合の数値であるラスパイレス指数は、平成17年度で99.1となりましたが、地方公務員の給与は、地域の給与水準に比較すると、まだ高い水準にあるとの批判もあり、今後はより地域の給与水準を反映した給与構造とすることが課題となっています。

ラスパイレス指数の推移



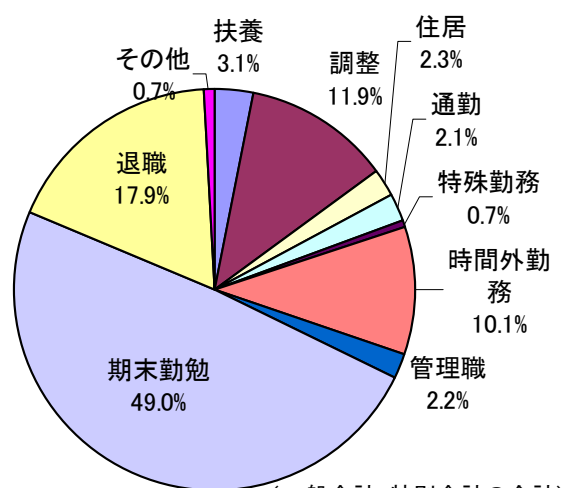
◆職員手当

職員手当については、平成16年度約80億円を支出しています。

職員手当のうち、11.9%を占める調整手当については、平成17年の地方自治法改正により廃止され、新たに地域手当が創設されることとなります。

特殊勤務手当については、国の制度と同様「著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別の考慮を必要とし、かつその特殊性を給料で考慮することが適当でないもの」と定義されていますが、時代の変化とともに支給の意義が失われたものについては、見直しが必要とされています。また、時間外勤務手当についても、職員の健康への配慮も含め、勤務体制や事務の見直しをすることにより、時間外勤務時間の縮減に努めていくことが課題とされています。

平成16年度職員手当内訳



(5) 福利厚生事業の見直し

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施する必要がある（地方公務員法42条）ことから、本市では職員の健康診査に対する補助や職場単位で実施する厚生事業への補助等を実施しております。

昨今の社会情勢を考慮し、市民の理解が得られる福利厚生事業となるよう見直しを行っていきます。

(6) 第三セクター等の見直し

外郭団体については、行政事務の補完及びより柔軟な業務遂行を図るため、目的に応じて財団法人や社団法人、株式会社等を設立し、市の行政施策と連携しながら、公共サービスの提供主体となってきました。

しかし、行政を取り巻く環境の変化や様々な制度改正等により、外郭団体のあり方の見直しも必要となっています。また、外郭団体が行政と密接な関係を有するという特殊性から、市と同様に、監査機能の充実、情報の公開や積極的な提供による透明性の確保なども求められています。

このため、外郭団体自らが、積極的に改革に取り組み、組織の活性化と効率化を推進し、自立的な経営を確立できるよう、市として適切な指導や支援を行っていく必要があります。

今後は、経営状況等について積極的に情報公開することを要請するとともに、本市の外郭団体を対象とする総合的な見直しの指針と具体的な計画を策定し、経営の自立性を図っていきます。

	① 50%以上	② 25%以上	③ 職員派遣	④ 情報公開
川越都市開発株式会社				
財団法人川越市施設管理公社				
財団法人川越市青少年健全育成協会				
社会福祉法人川越市社会福祉協議会				
社団法人川越市シルバー人材センター				
財団法人川越労働福祉協会				
財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター				
川越総合卸売市場株式会社				
社団法人小江戸川越観光協会				

- ① 50%以上出資している法人
地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類を議会へ提出することが義務付けられている法人
- ② 25%以上出資している法人
地方自治法第199条第7項の規定により、監査委員が必要と認めた場合に監査することができる法人
- ③ 職員を派遣することができる法人
川越市職員の公益法人等への派遣等に関する条例に基づいて、職員を派遣することができる法人
- ④ 情報公開の推進を要請している法人
川越市情報公開条例に基づいて、情報の公開及び提供を推進するよう要請している法人

(7) 補助金等の整理合理化

補助金等については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、整理合理化を図る必要があります。

補助金等は、社会情勢、経済状況の変化に応じて見直すべきものであり、行政評価制度による事務事業の見直しなどの機会を活用し、公益上の必要性の観点から、事業目的が達成されたもの、事業効果が薄れているもの、長期にわたるものなどについて、不断に見直しを図っていきます。

(8) 公共工事のコスト縮減対策等

公共工事については、平成15年度に「川越市公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」を策定し、「工事コストの低減」、「工事の時間的コストの低減」、「ライフサイクルコストの低減」、「工事における社会的コストの低減」及び「工事の効率性向上による長期的コストの低減」を基本的な視点として総合的なコスト縮減に取り組んできました。

これまでの公共工事縮減対策により、一定の成果を得られたものの、今後も厳しい財政状況の下で、引き続き社会資本整備を着実に進めていくことが求められています。

このため、良質な社会資本を低廉な費用で整備、維持することを目指して、コストの観点から公共工事のすべてのプロセスを見直します。

(9) 的確な歳入の確保

現在、三位一体の改革において国庫補助金の廃止・縮減、税源移譲、地方交付税の総額抑制が進められており、総体としての一般財源の大幅な増加が望めない状況にあります。

今後は、地方交付税等依存財源としての一般財源収入に過度に依存しない、市税等の自主財源を核とした歳入構造を確立することが課題となっています。

このような観点から自主財源をより多く確保するため、課税客体的な把握、収入率の向上、受益者負担の適正化を図り、安定した財政基盤の確立に努めます。

○収納体制の強化

市の主要な自主財源である市税収入を安定的に確保するため、収納体制の充実、組織の強化を行います。

○収入率の向上策

現在行っている口座振替の推進等の収納対策をさらに強化するとともに、納税者の利便性を向上させるため、コンビニエンス・ストアにおける収納を実施します。

また、電話やパソコン、ＡＴＭ（現金自動預け払い機）を通じて、「いつでも」「どこでも」支払いができる「マルチペイメント」の導入を検討します。

○的確な課税客体の把握

歳入の増加及び税の公平性を保つため、的確な課税客体の把握に努めます。

○受益者負担の適正化

受益者負担の適正化に向けた検討を積極的に行い、使用料等の定期的な見直しを実施する等、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努めます。

○市有財産の有効活用

市が保有する土地や施設等の財産の管理については、「適正な管理」を図ることはもとより、「有効活用」を図る視点から、今後の活用の見込みと用途を明確にし、統廃合、転用、未利用財産の売却などの有効活用を推進します。

○住民参加型市場公募債の活用

市民にとって身近な公共施設等の建設について、住民参加型市場公募債を活用します。

(10) 特別会計の経営健全化

特定の歳入をもって特定の歳出に充てる場合に設置される特別会計本来のあり方に基づき、市税により賄うべき経費と利用者の負担により賄うべき経費などとの区分を検証し、歳入の確保に努めるとともに、適正な事業の運営に努めます。

(11) 上下水道事業の経営健全化

上下水道事業については、公営企業として市民の福祉の増進と適正な受益者負担を踏まえて効率的で計画的な事業経営を推進し、併せて民間的経営手法の導入などを積極的に推進していくために中期経営計画を策定し、経営改革を推進します。

また、これらの経営情報を「上下水道局だより」などを通じて積極的に市民に開示し、透明性を確保していきます。

(12) 電子市役所の推進

本市における電子市役所に向けた取組は、平成13年度の国の補助を受けた「川越市地域イントラネット基盤整備事業」から始まり、平成16年度まで基盤の整備を重点に取り組んできました。

電子市役所を構築するためには、ネットワークの構築、パソコンの整備、職員の情報能力の向上、制度の整備などの基盤整備と、各種システムの導入及びこれに伴う業務改革を推進していく必要があります。

今後は、情報セキュリティの確保に十分留意しながら、市民サービスの向上と業務改革に重点をおいて、この基盤の維持向上と電子市役所の機能と効果を具体的に実現する各種システムの導入に取り組んでいきます。

○電子申請共同システム

既に運用を開始している電子申請システムの手続きの拡大を行うとともに、電子決済を使い手数料等の支払いができるよう、県内市町村と共同で調査・研究を行っていきます。

○施設予約システム

市民が、パソコンや携帯電話からインターネットを通じて、いつでも、どこからでも文化施設、体育施設、公園施設及びその他の公共施設の利用予約ができるよう、施設予約システムの構築に向け検討を進めていきます。

○電子文書管理・決裁システム

総合行政ネットワーク(LGWAN)を利用した電子文書交換システムの運用や庁内における電子文書の取り扱い、電子決裁について検討を進めていきます。

○統合型地図情報システム

統合型地図情報システムについては、複数の部署が利用するデータ(共用空間データ)を、各部署が共用できるように整備し、利用していく庁内横断的なシステムとして構築していきます。

このシステムの導入により、業務の効率化・高度化と、地図整備コストの低減を図るとともに、分かりやすい市民への地図情報の提供により、市民サービスの向上を図っていきます。

2 新たな行財政運営システムの構築

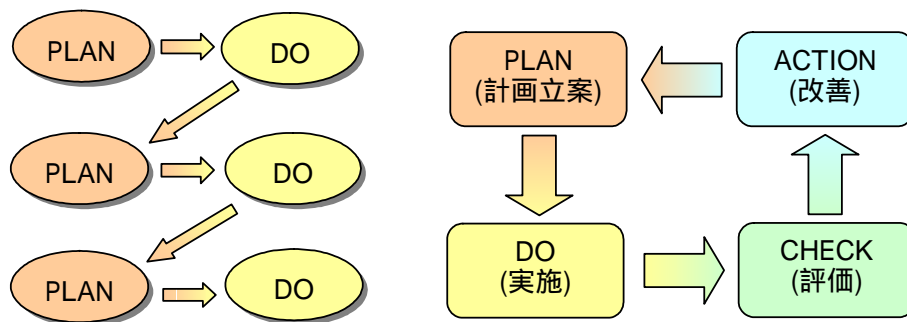
人口の減少、少子高齢化、財政規模の縮小などは、今までの右肩上がりの経済や財源を前提とした硬直的なシステムでは、到底対応できません。

健全で持続可能な財政を維持し、「第三次川越市総合計画」に掲げた諸施策を計画的に推進するためには、中期的な財政計画の下、経営的な視点にたったマネジメントシステムと組織の構築が必要となります。

また、社会環境の変化に柔軟に対応できる人材の育成を推進していきます。

(1) 成果を重視したマネジメントサイクルの確立

計画、予算、評価の連携を図ることにより、Plan(計画) - Do(実施) - Check(評価) - Action(改善)のマネジメントサイクルを確立し、目的と成果に基づいて継続的な改革ができる行財政運営システムを構築します。



これまでの行政運営（左）とPDCAサイクル（右）

(2) トップマネジメントの充実

経営的な視点にたった迅速な意思決定、横断的な課題に対する柔軟な対応を図るため、経営戦略会議を設置し、トップマネジメントの充実を図ります。

(3) 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

地方分権一括法の施行を契機として、自ら政策決定し、財政的にも自立した行政運営を行うことが求められる時代になり、経営的な視点をもってビジョン実現や課題解決に積極的に取り組むことが必要になってきました。

また、多くの市民参加を経て策定された第三次川越市総合計画（平成18年度～平成27年度）には、各分野共通の目標として「協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進」が掲げられています。

このような課題に正面から取り組んでいくためには、スクラップ＆ビルドの原則に基づいて簡素で効率的な組織の構築を基本とする従来型の組織改正にとどまらない新たな発想による組織の構築が必要になります。

このため、協働の観点に基づく市民と行政の役割分担、経営的な手法の導入による行財政運営改革、組織階層の簡素化による職員のやる気の醸成と意思決定の迅速化、縦割り組織の弊害を取り除くしくみの導入などを検討し、市民の視点に立って最少の経費で最大の効果を生み出すことのできる組織体制の構築に取り組んでいきます。

(4) 人材育成の推進

平成16年5月、「川越市人材育成基本方針」を策定し、これからの自治体職員として「求められる職員像」等を明らかにするとともに職員育成の方向性を示しました。

今後は、この基本方針のもと、従来の研修などの直接的な手法等にとどまらず、組織の風土づくりや人事管理のあり方も視野に入れて中長期的な視点にたった取組を推進していくこととします。

また、この基本方針を踏まえ、職員の人材育成を図る一環として、人事評価制度を導入し、職員の能力・士気の向上、組織の活性化・公務能率の向上、適材適所の人事配置、公正な処遇を図ることとします。

3 協働によるまちづくり

地方財政を取り巻く環境が依然として厳しい中、従来の公共サービスの水準を維持しながら、新しいニーズに対応していくためには、「公共」のあり方を根本的に考え直すことが必要です。

新地方行革指針によって示されたように、拡大する公共領域と縮小する行政との間にできた空間は「新しい公共空間」として、認識されるべきであり、経済合理性のみによって支配されるべきものではありません。行政が一定の関わりを持ちつつ、新たに民間企業や住民、NPO等の多元的な主体によって担われる「新しい公共空間」を律する協働のしくみづくりが必要となります。

市民の市政への参画意識も醸成され、また、「新しい公共空間」を担う能力のある民間団体等も現れるようになり、いよいよ協働のまちづくりへの機運が高まってきました。

今後は、より具体的に協働のまちづくりを推進するための指針の策定、協働のための部署の拡充、協働に対応できる職員の育成等が必要とされています。

また、協働を推進していくには、情報を共有すること、行政の公正を確保し、透明性を向上することが不可欠となります。引き続き情報公開制度、行政評価制度等を拡充し、市民から「見える行政」運営に努めます。

(1) 市民参加のしくみづくり

市民の市政への参画意識の高まりを背景に、具体的な市民参加のしくみづくりが求められています。

○協働の推進に関する指針などの制定

市民・民間団体・事業者・行政などが公共的サービスの提供を協力して行うための指針などを策定し、推進します。

○市民参加に関する条例の制定

市民参加を進めるため、自治基本条例などの条例の制定について検討します。

○パブリックコメント手続きの制度化

市の基本的な政策等の策定において市民から意見を求めるパブリックコメント手続きを制度化していきます。

○附属機関等の設置運営に関する基準の策定

附属機関等については、平成17年4月、「川越市附属機関等の委員の公募に関する実施基準」、「川越市附属機関の会議の公開に関する実施基準」を策定しました。

今後、さらに、市民参加の推進及び会議運営の透明性の向上を図るため、附属機関等の設置、委員の選任方法、会議録の公開などについて目安となる基準を策定します。

(2) 公正の確保と透明性の向上

厳しい財政状況や行政課題の複雑化・多様化などを背景に、行政活動に対して市民のコンセンサスを得るには、より一層の公正の確保、透明性の向上、説明責任の徹底などが必要とされています。

○情報公開制度

本市の情報公開制度は、平成9年度に、市の諸活動を市民に説明する責務を果たし、市民の市政への参加を促進し、市政の公正な執行と市政に対する市民の信頼を確保し、開かれた市政の推進を図ることを目的に導入されました。

その後、市の出資団体等へも情報公開の要請をするなどの拡充を経て、平成16年度は860件の情報公開申請を受けています。

今後、公の施設の指定管理者等へも情報公開を要請するなど一層の拡充を図っていきます。

○行政評価制度

本市の行政評価制度は、効率性や成果を重視した事業の改善と職員の意識改革、評価結果の公表による行政の透明性の向上、評価結果の既存の行政運営のしくみ（実施計画や予算など）への活用を目的としています。制度を導入した平成15年度には225事業の評価を行い、それらの結果を踏まえ、段階的に評価対象事務事業を増やし、平成17年度には522事業の評価を実施しました。

今後は、事務事業評価の精度を向上させていくと同時に、第三次川越市総合計画の実施に合わせ、施策評価の導入を目指していきます。また、制度の成熟に併せて市民等による外部評価の導入を検討します。

○行政手続条例

本市の行政手続条例は、行政処分、行政指導及び届出に関する手続きに関し、共通する事項を定めることによって、市政の運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を目的として、平成 8 年度に制定されました。

今後は、引き続き制度の適正な運用を図るとともに、市民からの申請が到達してから処分をするまでに通常要すべき標準的な処理期間の短縮に努めていきます。

○外部監査制度等の有効活用

平成 15 年 4 月、本市が中核市へ移行したことにより、外部の専門的な知識を有する外部監査人による外部監査制度が導入されました。

これまで外部監査人自らが選定した特定の事件（監査テーマ）について、最少の経費で最大の効果を挙げているか（地方自治法第 2 条第 14 項）、組織及び運営の合理化は図られているか（同 15 項）などといった視点から指摘あるいは意見を受けています。

今後、外部監査人の指摘、意見については、可能な限り行財政運営に反映していくよう努めるとともに、ホームページ等を通じて監査結果を公表していきます。

また、市政に対する苦情を、より簡易な手続による迅速な解決を図り、市民の権利利益を擁護し、公正で信頼される市政の推進を図るため、オンブズマン制度の充実を図ります。

参考

これまで選定された特定の事件（監査テーマ）

・平成 15 年度

「 公の施設の管理・運営の財務に関する事務の執行
公の施設の管理を委託する出資団体の出納その他の事務の執行」

・平成 16 年度

「川越市水道事業及び公共下水道事業の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他関連業務の財務に関する事務の執行」

・平成 17 年度

「保育事業、学校給食事業、川越市立高等学校等の財務事務の執行について」